

令和8年

第2回市議会定例会 意見書案第10号

イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を
求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
します。

令和8年6月8日提出

函館市議会議長 金澤浩幸様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 函館市議会議員 | 富山悦子 |
| 同 | 同 | 市戸ゆたか |
| 同 | 同 | 紺谷克孝 |

イランへの軍事行動の即時停止と外交による 平和的解決を求める意見書

米国およびイスラエルがイランへの攻撃を2026年2月28日に開始して以来、中東地域における軍事衝突が続いています。

米国とイスラエルによる先制攻撃は、国連憲章や国際法を無視した暴挙であり、イランの小学校への空爆によって授業中だった多くの児童が犠牲になるなど、多くの民間人が殺害されています。

イラン政府による自国民への弾圧は国際人権法上許されません。しかし、軍事介入によって他国の政治体制を変更しようとすることは、国家主権と内政不干渉の原則に反し、これが認められれば、国際秩序は根底から崩壊してしまいます。

また、イランへの攻撃の激化は世界の平和と安定を脅かすだけでなく、エネルギー供給や資材不足、物価高騰などを通じて、建設、医療、運輸、農業・漁業など多岐に渡る分野への影響を与え、函館市民をはじめ、日本国民の生活にも重大な影響を及ぼしています。

今こそ求められるのは、軍事力ではなく対話と外交による一刻も早い平和的解決です。

よって、政府並びに国会は、これ以上の犠牲を防ぐため、米国・イスラエルおよびイランが軍事行動の即時停止と外交による平和的解決に向かうように、外交努力を重ねることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和8年6月 日

函館市議会議長 金 澤 浩 幸